

参考資料

I 策定に係る資料

- I-1 計画策定経過 190
- I-2 会議・審議などに係る資料 192

II 基本構想・条例および宣言など

- II-1 基本構想・条例 201
- II-2 宣言 214
- II-3 習志野市組織図 215

I 策定に係る資料

I-1 計画策定経過

日付	会議・作業等	内容・備考	
平成30年 (2018)	8月7日	第1回策定委員会	・後期基本計画の策定における基本的な方針(案)について ・後期基本計画策定スケジュールについて
	8月23日	第2回策定委員会	・後期基本計画の策定における基本的な方針(案)について
	8月28日	第1回作業部会	・策定体制およびスケジュールについて ・人口推計について ・社会指標分析について ・市民意識調査について ・施策体系(案)の作成について
	9月10日		・後期基本計画の策定における基本的な方針の決定
	9月25日	平成30年度第1回 長期計画審議会	・後期基本計画策定状況について ・前期第2次実施計画・第2次アクションプランの進捗について
	10月29日～ 11月12日	市民意識調査	5,000票送付 2,489票回収
	10月29日	第3回策定委員会	・後期基本計画の施策体系(案)について
	11月～12月	大学生意識調査	1,500票配布 959票回収
	12月14日	第2回作業部会	・施策体系(案)について ・各種調査(市民意識調査、大学生意識調査、人口推計)実施状況について ・試案の作成について ・研究プロジェクトの実施について
平成31年 (2019)	2月4日	平成30年度第2回 長期計画審議会	・後期基本計画策定状況について
	2月7日	第4回策定委員会	・意識調査の実施状況について(報告) ・後期基本計画(試案)について(報告) ・後期基本計画策定研究プロジェクトについて(報告)
	2月14日	第1回 研究プロジェクト	・試案の検証(グループによる意見交換など)
	3月14日	第2回 研究プロジェクト	・成果指標の検討(グループ討議、発表)

日付	会議・作業等	内容・備考
令和元年 (2019)	5月17日	第3回作業部会 ・後期基本計画策定スケジュールについて ・各種調査結果(人口推計、市民意識調査・大学生意識調査、社会指標調査)について ・後期基本計画案の作成について ・後期基本計画策定に伴う市民意見交換会の実施について
	6月1日・9日	市民意見交換会 1日 実籾コミュニティホール 9日 市庁舎 計2回 23名参加
	7月12日	第5回策定委員会 ・後期基本計画(素案)について ・後期基本計画策定スケジュールについて ・社会指標分析結果報告書について
	7月30日	第4回作業部会 ・後期基本計画(素案)に対する意見について ・後期基本計画後期第1次実施計画について
	8月5日	令和元年度第1回 長期計画審議会 ・後期基本計画(案)の諮問 ・前期第2次実施計画、総合戦略第2次アクションプランの進捗状況について
	10月2日	第5回作業部会 ・後期基本計画(案)について ・後期第1次実施計画について ・人口動向分析について(報告)
	10月15日	第6回策定委員会 ・後期基本計画(案)の審議 ・人口動向分析について(報告)
	11月5日	令和元年度第2回 長期計画審議会 ・後期基本計画(案)の審議 ・人口動向分析について(報告)
	11月11日	庁議 ・後期基本計画(案)に係るパブリックコメントの実施について
11月	パブリックコメント 後期基本計画(案)のパブリックコメント期間 (令和元年11月15日~12月20日)	
令和2年	1月9日	第7回策定委員会 ・パブリックコメントによる意見と対応について ・財政計画について ・後期第1次実施計画について
	1月21日	令和元年度第3回 長期計画審議会 ・後期基本計画(案)に対する答申案について
	2月10日	庁議 ・後期基本計画の決定
	2月	基本計画決定
	3月	実施計画決定

I-2 会議・審議などに係る資料

(1) 長期計画審議会

① 習志野市長期計画審議会 条例

習志野市長期計画審議会条例

昭和44年5月23日

条例第35号

改正 昭和59年3月31日条例第2号

(設置)

第1条 本市に地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により、習志野市長期計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(任務)

第2条 審議会は市長の諮問に応じて、本市の長期計画の策定について調査審議する。

(組織)

第3条 審議会の委員定数は10人以上15人以内とし、議会議員および知識経験者をもって組織する。

2 委員は市長が委嘱する。ただし、議会議員については議長および各常任委員会の委員長を委嘱するものとする。

3 委員の任期は2年とし、再任されることを妨げない。ただし、議会議員については前項の職を離れたときは委員の職を失う。

4 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第4条 審議会に会長および副会長を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長がこれを招集し議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(審議会の事務)

第6条 審議会の事務は、長期計画担当課において処理する。

(昭59条例2・一部改正)

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和59年3月31日条例第2号)抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

② 習志野市長期計画審議会 委員名簿

(敬称略)

選出区分	氏名	任期	役職等	備考
議会議員	田中真太郎	令和1.5.15～在職中	市議会議長	
	真船 和子	令和1.5.15～在職中	総務常任委員長	副会長
	央 重則	令和1.5.15～在職中	都市環境常任委員長	
	鮎川 由美	令和1.5.15～在職中	協働経済常任委員長	
	布施 孝一	令和1.5.15～在職中	文教福祉常任委員長	
知識経験者	渡邊 勇	令和1.8.1～R3.7.31	JA千葉みらい習志野支店支部長 会長	
	田村 裕子	令和1.8.1～R3.7.31	習志野商工会議所女性会 会長	
	廣田 直行	令和1.8.1～R3.7.31	日本大学生産工学部建築工学科 教授	会長 (3期)
	酒井 康弘	令和1.8.1～R3.7.31	東邦大学理学部物理学科 教授	
	滝 聖子	令和1.8.1～R3.7.31	千葉工業大学社会システム科学部 経営情報科学科 教授	
	田所喜美子	令和1.8.1～R3.7.31	習志野市社会福祉協議会 副会長	
	村 昭寛	令和1.8.1～R3.7.31	千葉銀行津田沼支店 支店長	
	池永 良恵	令和1.8.1～R3.7.31	公募市民	
	下田 桂子	令和1.8.1～R3.7.31	公募市民	
	宮入 謙	令和1.8.1～R3.7.31	公募市民	

③ 習志野市後期基本計画（案）の諮問・答申

総政第50号

令和元年8月5日

習志野市長期計画審議会

会長 広田直行様

習志野市長 宮本泰介

習志野市後期基本計画（案）について（諮問）

習志野市長期計画審議会条例（昭和44年5月23日条例第35号）第2条の規定により、習志野市後期基本計画（案）について、貴審議会の意見を求めます。

令和2年1月21日

習志野市長 宮本泰介様

習志野市長期計画審議会
会長 広田直行

習志野市後期基本計画(案)について(答申)

令和元年8月5日付け総政第50号で諮問のありましたこのことについては、下記のとおり答申します。

記

習志野市後期基本計画(案)について、本審議会において慎重な審議を重ねた結果、その内容は概ね妥当なものであると判断しますが、以下の意見に十分留意していただきたい。

1. 計画全般に係る意見

(1) 実施計画等との関連性について

実際の進捗管理を主とする実施計画及び個別計画の策定・取り組みにあたっては、一層市民生活に配慮しつつ基本計画に沿った事業を展開し、新規事業の着手を含め、着実な実施に努めていただきたい。

(2) 習志野市の魅力発信について

様々な取り組み、事業など、習志野市の魅力をどのように発信していくかについて、しっかりと検討していただきたい。このことが、本計画を実現させるためには、必要不可欠であると思料します。土地が狭く、生活環境に恵まれている習志野市は、高齢化や定住に対応できる「コンパクトシティ」として成功例になるのでは、と感じています。

交通の利便性は通勤だけでなく、高齢化においては運転免許を手放しても大丈夫という先々の安心感を、少子化においては進学先の選択肢を幅広く考えられることにつながり、生産年齢人口の定住につながると考えます。

また、既に習志野市にある、水道水の美味しさや食べもの、教育といったものがあれば、定住は図れると思います。

無理に「新しくつくる」のではなく、「今、習志野にあるもの」に市民が目向け、認識することによって、市民自身が発信者となり、習志野のPRができると思います。

(3) 公共サービスとして行うべき事業の精査について

取り組み、主な事業については、公共サービスとして行うべきかを精査していただきたい。民間のノウハウの活用、受益者負担について検討し、公共サービスで何もかもやる必要はないと思料します。

2. 各施策の今後の展開に係る意見

(1) 健康づくりの充実について

一番多い人口層である45歳に対する健康支援の施策を行うことで、介護費用が減ると考えられます。

また、市内の飲食店が塩分を控えたメニューを一緒に作るなど、行政と事業者が一緒に取り組むことで、まちぐるみで健康の推進ができると思います。これらの取り組みを講じていただきたい。

(2) 地域共生社会の推進について

地域共生社会を推進する中で、高齢者の介護予防の推進など、地域の中で推進する担い手をどう作っていくのかがこれからのポイントになると考えられることから、しっかりと推進していただきたい。

また、高齢化社会において、高齢者が地域にどのように貢献していくのか、どのように活躍していくのかということにおいても、地域共生社会の推進という視点は、非常に重要であると思います。検討を更に掘り下げて、施策において実行していただきたい。

そのような中、市の表彰制度のあり方を見直し、交通安全やPTA活動など、地域で活躍し、頑張っている市民を表彰するという制度も今後重要であると思料します。

(3) 就労支援、キャリア教育の実施、ショートタイムワーク制度の導入推奨について

65歳までの雇用延長方針と年金受給機会の後ろ倒しなどの社会環境の変化に対応した市内での雇用機会の創出について、ハローワーク等と連動して取り組んでいただきたい。

また、定年退職後の就労支援を行うとともに、退職後からのキャリア検討では遅すぎることから、50代を対象にしたキャリアセミナーを実施するなど、早期の段階から定年後のキャリア形成ができる機会の提供にも取り組んでいただきたい。

なお、企業においても、障がい者雇用の数値目標が設定されている状況において、行政としても市内各企業への就労支援について、数値目標の設定とともに、簡易な業務を行う「ショートタイムワーク」の活用などで、機会と可能性を広げる検討も考えていただきたい。

また、支援多様なワーク・ライフ・バランスを実現するため、育児休業中においても在宅で短時間ワークができる取り組みを行政として推奨し、導入する企業の拡大と斡旋を行っていただきたい。このことにより、住民の多様な働くニーズに応えることができると思料します。

さらに、就労希望者、学生などへのキャリア形成を企図したコンサルティングを関係機関と連携して行うことで、就労に向けた機会と意欲の拡大を図っていただきたい。

(4) 商店街後継者の育成支援について

商店街の店舗の閉店・閉鎖が多くみられるようになってきています。続けたいと思ってもらえるような社会環境、労働環境の整備、後継者の育成に関する取り組みを講じていただきたい。

(5) 音楽のまち、スポーツのまちとしての訴求について

小中高と音楽活動の活発な市の特長を活かしたプロモーションができないでしょうか。内外から参加者・観覧者を集めて、街を音楽一色にするような、市のブランドメッセージを体現するイベントを実施することにより、市のイメージを確立することを検討していただきたい。

また、オービックシーガルズ、習志野高校など、スポーツのまちとしてのイメージも強く、秋津運動公園のように交通の便のよい施設もあります。これらを活かした市の訴求をさらに強化していただきたい。

(6) 防災対応について

防災情報などはメールで配信を行っているが、高齢者への伝達がどこまでできているか懸念されます。各町会等と連動して高齢者の携帯電話への防災メールの登録サポートを実施し、伝達体制の強化を実施していただきたい。

また、国民保護施策においても同様に取り組んでいただきたい。

(7) 道路修繕箇所の早期発見について

千葉市で実施しているスマートフォンを活用した破損箇所を通報する仕組みを調査・研究の上、習志野市でも導入し、情報の伝達スピードを向上させていただきたい。

(8) シェアサイクルの導入による近隣市との連動化について

個別計画に基づき、早期に自転車通行環境を整備し、シェアサイクル制度の導入とポート設置拡大を促進させ、市内の移動の利便性向上を図っていただきたい。

既に千葉市では導入していることから、近隣市も含めて共通利用を可能とすることで、活用範囲の拡大を企図できると思料します。

(9) 地球温暖化対策の推進について

地球温暖化対策については、住民・企業参加型の取り組みを強化し、市全体で施策を推進していただきたい。

(10) 公共施設再生に係る交通インフラの重点整備、図書館機能停止に伴う代替案について

公共施設統合によって、施設を集約していく方向性がありますが、統合される地域の住民、特に高齢者と子育て世代の利便性の低下が懸念されます。高齢者の運転問題や環境問題、交通事故の抑止の観点から、公共施設への移動手段の確保（オンデマンドバス、タクシー利用券やバス路線の再編）など、行きやすい環境を整備していただきたい。

また、藤崎図書館の機能停止については、本の貸出・返却等の利便性の低下が懸念されるところであり、遠隔の貸出・返却機能を維持していただきたい。

(11) 財政健全化に係る業務効率化に向けたRPAの導入について

RPAの導入により、単純業務・定例業務については、大幅に業務効率の向上とコストの削減が期待できることから、是非とも、早期の導入を実施していただきたい。

なお、これに伴う作業時間の削減とコストの削減効果を市民に公表していただきたい。

(2) 後期基本計画策定委員会

① 習志野市後期基本計画策定委員会 要綱

(設置)

第1条 本市の後期基本計画を策定するため、習志野市後期基本計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(策定委員会の任務)

第2条 策定委員会は、後期基本計画の策定に関し、調査及び研究を行うとともに、庁内の意見調整を図り、もって後期基本計画の素案を作成する。

(組織)

第3条 策定委員会は、別表1に掲げる職にある者を委員として組織する。

2 策定委員会に委員長及び副委員長を置く。

3 委員長は副市長、副委員長は政策経営部長、事務局長は政策経営部次長の職にある者をもって充てる。

4 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 策定委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、議長となる。

(資料の提出等)

第5条 委員長は、関係部、課等に資料提出及び会議への出席を求めることができる。

2 委員長は、前項の資料提出及び会議への出席その他調査研究に伴う事務のうち、軽微なものについては事務局長に委任する。

(作業部会)

第6条 策定委員会は、円滑に議事を運営するために習志野市後期基本計画策定作業部会（以下「作業部会」）を置く。

2 作業部会は、後期基本計画の策定に関する調査及び研究を行い、後期基本計画の試案を作成し、策定委員会へ提出する。

3 作業部会の部会員は、別表2に掲げる課に所属する係長相当職にある者（以下「部会員対象者」という。）をもって充てる。ただし、委員長は、必要に応じて、部会員対象者以外の者であっても指名することができる。

4 作業部会に会長及び副会長を置く。

5 会長は、総合政策課長を充てるものとし、副会長は、会長が指名する者とする。

6 会長は、会務を総理し、作業部会を代表する。

7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

8 作業部会員に人事異動があった場合は、委員長は、新たな作業部会員を指名するものとする。

(作業部会の会議)

第7条 作業部会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、議長となる。

2 会議は、過半数の部会員が出席しなければ開くことができない。

3 この要領に定めるもののほか、作業部会の運営に関し必要な事項は、会長が作業部会に諮って定める。

(研究プロジェクト)

第8条 作業部会の補助組織として、習志野市後期基本計画策定研究プロジェクト(以下「プロジェクト」という。)を置く。

2 プロジェクトは、各部から推薦のあった副主査以下の職員及び公募による副主査以下の職員をもって組織し、後期基本計画の策定に参画する。

3 前2項に定めるもののほか、プロジェクトの運営に関し必要な事項は、作業部会の会長が別に定める。

(庶務)

第9条 策定委員会、作業部会及びプロジェクトの事務は、総合政策課において処理する。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

(この要領の失効)

2 この要領は、後期基本計画の策定が終了した日に、その効力を失う。

附 則

この要領は、令和元年5月10日から施行する。

別表I(第3条関係)

習志野市後期基本計画策定委員会

(委員長)	1	副市長
(副委員長)	2	政策経営部長
(事務局長)	3	政策経営部次長
	4	まちづくり広報監
	5	総務部長
	6	危機管理監
	7	協働経済部長
	8	健康福祉部長
	9	都市環境部長
	10	こども部長
	11	会計管理者
	12	学校教育部長
	13	生涯学習部長
	14	消防長
	15	企業局業務部長
	16	企業局工務部長
	17	議会事務局長
	18	選挙管理委員会事務局長
	19	監査事務局長
	20	農業委員会事務局長

別表2(第6条関係)

習志野市後期基本計画策定作業部会

(会 長)	1	総合政策課長
	2	財政課
	3	資産管理課
	4	総務課
	5	協働政策課
	6	健康福祉政策課
	7	都市政策課
	8	こども政策課
	9	教育総務課
	10	社会教育課
	11	消防本部総務課
	12	企業局業務部営業企画室
	13	企業局工務部下水道課

Ⅱ

基本構想・条例および宣言など

Ⅱ-1 基本構想・条例

(1) 習志野市基本構想を議会の議決すべき事件として定める条例

○習志野市基本構想を議会の議決すべき事件として定める条例

平成25年7月2日

条例第15号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定に基づき、市の総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想(次条において「習志野市基本構想」という。)を議会の議決すべき事件とすることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(議決事件)

第2条 議会の議決すべき事件は、習志野市基本構想の策定、変更(軽微なものを除く。)又は廃止とする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 習志野市基本構想

○習志野市基本構想

平成25年9月30日議決

目次

- I 将来都市像
- Ⅱ 人口指標と都市空間づくりの考え方
 - 1 人口指標に対する考え方
 - 2 都市空間づくりの考え方
- Ⅲ 将来都市像を実現するための3つの目標と自立的都市経営の推進
 - 1 将来都市像を実現するための3つの目標
 - 第1章 支え合い・活気あふれる「健康なまち」
 - 第2章 安全・安心「快適なまち」
 - 第3章 育み・学び・認め合う「心豊かなまち」
 - 2 自立的都市経営の推進
 - 重点プロジェクト1 公共施設の再生
 - 重点プロジェクト2 財政健全化
 - 重点プロジェクト3 協働型社会の構築
- I 将来都市像

未来のために ～みんながやさしさでつながるまち～ 習志野

習志野市は、市制施行以来一貫して住民福祉の向上を目指してきました。

昭和45(1970)年には、次代を担う子どもたちのために、静かな自然を守り育てることが教育及び文化の向上を支えるまちづくりの基盤であり、健康で快適な生活を営むために欠くことのできない基本的な条件であるとする「文教住宅都市憲章」を制定しました。

そして将来にわたるまちづくりは、住民自治・市民協働により進めるとし、その理念は市政の根幹として、今日まで受け継がれています。

しかしその一方では、グローバル化や高度情報化社会の進展、地球環境問題の深刻化、少子高齢化等、本市をとりまく社会経済情勢は大きな変化の局面を迎えています。今日においては、安定・成長の時代は過去のものとなりつつあり、あらゆる分野において、多種多様な課題が顕在化してきました。

このような状況下では、変革という時代の波をしっかりと受け止め、重点的に取り組むべき課題を適切に掲げることが必要です。そして、魅力的かつ最適な行政サービスを持続的・安定的に提供していかなければなりません。

また、市民・市民活動団体・企業・学校等と市が更にその絆を深め、相互理解の上で責任を担い連携し合う、協働による自主自立のまちづくりを一層推進していくことが大切です。

そのためには、周囲への関心が希薄になり、社会性の喪失が懸念される今、市民一人ひとりが人を思いやる心、社会を思いやる心を持ち、個人の満足感や充足感を求めるだけにとどまらず、人に対するやさしさ、物に対するやさしさ、生活環境に対するやさしさ等、個人の持っているやさしさを広げ、そしてそのやさしさでつながることを基本とするまちづくりを進めていかなければなりません。

そこで、本市が今まで築き上げてきた、豊かで安全・安心な生活環境を継承し、新たに住んでみたいまち、将来にわたり住み続けたいまちにするために、

今、習志野市が目指すべき姿を、

未来のために ～みんながやさしさでつながるまち～ 習志野

と決めました。

未来のために

現在の本市の生活環境は、過去から先人の知恵と努力により築かれたもので、将来にわたって市民が豊かな生活をしていくための基盤として、大切に守り育て、継承していかなければなりません。

しかし、生活環境を守り、向上させることは多くの財源や人材等を必要とします。現在、本市は多様な行政上の課題に取り組むため、適切な財源を選択し、その確保を図りつつ様々な施策を展開していますが、それらは、将来の市民にとって過度な負担となりかねません。

現在の生活を豊かなものにし、更に未来の生活を充実させる上で必要なことは、持続可能な行財政運営をすること、世代間で分かち合いながら生活環境を整備すること、そして将来にわたり必要な行政サービスを提供する仕組みを構築することです。

そこで、現在の生活をより充実させつつ、責任をもって未来へ豊かさを引き継ぎ、発展させる施策を展開していきます。

みんながやさしさでつながる

現代においては、生活基盤の整備が進み生活が便利になる一方、人の価値観や家族・地域・社会が互いに求める役割等も多様化し、個人・家庭等が様々な考えを持ち社会を形成しています。

多様な主体で形成された社会のなかで、豊かな生活を送るために必要なことは、市民一人ひとりが各々の考え方を尊重しつつ、共通の理解と共通の認識のもと、以前にも増して人と人あるいは地域等、他者に対するやさしさと思いやりの心で社会との調和と平和への願いを育てていくことです。

また、あらゆる人・世代・団体がつながった信頼の輪を、私たちが紡ぎだした真の豊かさとして、将来世代に引き継いでいく必要があります。

そこで、一人ひとりの市民、地域や市が、互いの信頼関係に基づいて連携・協働し、未来の習志野市がやさしさと思いやりの心でつながるまちになることを目指します。

基本構想の計画期間

この将来都市像を実現するための本基本構想の計画期間は、平成26(2014)年度から平成37(2025)年度までとします。

Ⅱ 人口指標と都市空間づくりの考え方

Ⅰ 人口指標に対する考え方

本基本構想最終年(平成37(2025)年)の推計人口は172,217人であり、平成25(2013)年の人口より6,818人の増加となります。このなかでは、老年人口、特に75歳以上である後期高齢者が8,259人の増加となる一方、年少人口は2,207人の減少となります。

今後、高齢者が増えていくなかでは、健康の維持と介護予防に努めることにより社会福祉関係経費の増加を抑制する必要があります。また、人口構成比による生産年齢人口や年少人口割合の減少は、労働力不足やまちの活気の低下を招くおそれがあることから、まちの魅力を向上させ、人を呼び込み、住み続けたいまちとする必要があります。

そのため、この基本構想の期間中、後期高齢者の激増をはじめとする人口構成の変化に対応するための施策を展開します。

図表1 平成25年と基本構想最終年(平成37年)の比較(単位:人)

区 分		平成25年4月1日	平成37年4月1日	増 減	
人 口	実数と推計常住人口	165,399人	172,217人	+6,818人	
	老年人口 (65歳以上)	後期高齢者 (75歳以上)	15,152人	23,411人	+8,259人
		(全体に占める割合)	9.2%	13.6%	+4.4%
		前期高齢者 (65~74歳)	19,447人	16,852人	-2,595人
		(全体に占める割合)	11.7%	9.8%	-1.9%
		高齢者総数	34,599人	40,263人	+5,664人
		(全体に占める割合)	20.9%	23.4%	+2.5%
	生産年齢人口(15~64歳)	107,956人	111,317人	+3,361人	
	(全体に占める割合)	65.3%	64.6%	-0.7%	
	年少人口(0~14歳)	22,844人	20,637人	-2,207人	
(全体に占める割合)	13.8%	12.0%	-1.8%		

資料:習志野市「習志野市人口推計調査 報告書」(平成25年5月改訂)

2 都市空間づくりの考え方

(1) 土地利用と地域的特性

本市は、明治期から昭和期にかけての様々な市街地形成の経緯や、海岸や干潟、台地等の地形的特性を持ち、その大部分が住宅地で占められているものの、自然環境を残した豊かな都市空間を形成し、良質な居住環境を提供しています。

また、市内各所には駅周辺や市街地から一定の距離を保ち存在する市街化調整区域がありますが、既に宅地化が進みつつある区域と農地とが混在しています。

この市街化調整区域については、周辺環境等地域の特性を踏まえつつ、地権者の意向を尊重しながらも、時代の変化に柔軟に対応する必要があります。

規制の緩和により市街化に適する区域については良好な市街地形成を推進し、保全すべき農地については、都市型農業の推進と機能の確保を図ります。

このように、各地域が持つ地理的・地形的特性を活かしつつ、居住環境を支える良好な市街地を形成するなかで、市民の様々なニーズに対応できる、魅力のあるバランスのとれた都市空間の形成を目指します。

(2) 特徴ある拠点の充実

本市には、主要交通、商業施設が集中する津田沼地区や大学等学術機関のある大久保地区のほか、工業・流通施設が集積する茜浜・芝園地区、ラムサール条約登録湿地である谷津干潟を有する谷津地区等、個性豊かな地域が存在しています。

これらの特性を持つ地域を拠点地域として位置付けることで、魅力とにぎわいのある都市空間の形成を目指します。

特に、JR津田沼駅周辺地区は利便性の高い交通拠点であり、市内外からたくさんの方が訪れ

ますが、現在の姿となって30数年が経過するなかで、時代に即した発展が求められています。

本市の表玄関として、ふさわしい駅前空間の機能を更に充実させるとともに、高度な土地利用を図り、文化的で活気あふれる都市空間づくりに努めます。

(3) 自然との共生空間

本市には、昔からの自然とともに都市公園が各所に整備されて、市民の憩いの場となっており、人と自然の共生空間としてその保全が重要な意味を持っています。

谷津地区には、ラムサール条約登録湿地である谷津干潟、習志野の原風景である里山の残る実籾地区には、良好な自然環境を維持するために指定された自然保護地区があり、国道14号以南においては香澄公園や秋津公園等の大規模な公園を計画的に整備しています。

また、本市の北東部から中央部を縦貫し、海浜部まで続く幹線緑道であるハミングロードは、緑と水の南北軸と位置付け、市民交流の場としても貴重な財産となっています。

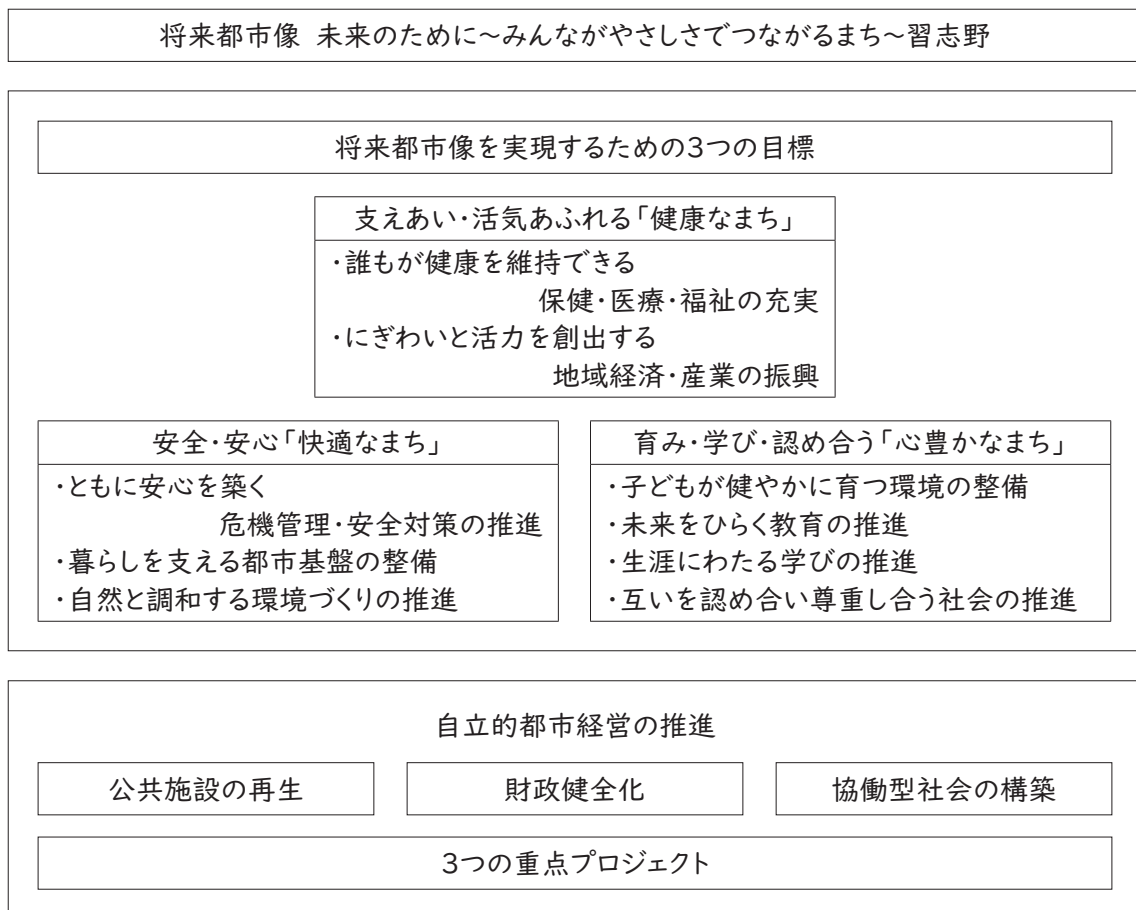
これら緑の拠点を、都市空間を構成する上での重要な自然環境として位置付け、災害時における防災上の役割にも配慮しながらその規模と連続性を確保し、緑のネットワークの形成を図ります。

このように、市内各所の自然を整備・保全し、まちの快適性やうるおいのある景観に寄与する、人と自然の共生空間の形成を目指します。

Ⅲ 将来都市像を実現するための3つの目標と自立的都市経営の推進

将来都市像に基づいたまちづくりを実施するためには、目標を掲げ各種事業を効率的かつ効果的に推進する必要があります。

そこで、将来都市像を実現するための3つの目標を「健康なまち」「快適なまち」「心豊かなまち」とし、目標を支える自立的な都市経営の推進として3つの重点プロジェクトを「公共施設の再生」「財政健全化」「協働型社会の構築」と設定しました。それらを体系図に表すと以下のとおりとなります。



Ⅰ 将来都市像を実現するための3つの目標

第1章 支え合い・活気あふれる「健康なまち」

はつらつとした若さを失わないまちであるためには、市民一人ひとりが健康であることに加え、まちが健康であることも不可欠です。

市民一人ひとりの健康とは、一人ひとりが健康に対する意識を高め、健康的な生活を自ら選択し、主体的に取り組むことです。また、それらに加え、様々な分野で相互に連携・協働し、健康を地域社会全体で支え、守るための社会環境づくりに取り組むことが必要です。

まちの健康とは、人々が活気に満ち溢れ、いきいきとした地域社会であることです。そのためには、身近な商店街の活性化や企業の定着等に取り組むことが必要となります。

そこで、人の健康づくりとして「誰もが健康を維持できる保健・医療・福祉の充実」の観点と、まちの健康づくりとして「にぎわいと活力を創出する地域経済・産業の振興」の観点から、支え合い・活気あふれる「健康なまち」を目指します。

まちづくりの方向性

第1節 「誰もが健康を維持できる保健・医療・福祉の充実」

市民生活には、健康を気遣える環境の整備が重要です。市民一人ひとりが健康に対する意識を高め、健康的な生活を自ら選択して実践し、主体的に楽しく健康づくりができるよう「習志野市からだ・心・歯の健康づくりを推進し、地域社会全体で個人の健康を支え守るための社会環境の整備に取り組むまちづくり条例」に基づき、あらゆる分野において健康づくりを意識した取り組みを推進します。

全ての市民が、住み慣れた地域で心身ともに健やかに、笑顔に満ちた生活を送るためには、年齢・性別・障がいの有る無しにかかわらず、皆地域の一員として居場所を得ながら、自信と誇り、生きがいを持って社会参加を続けることができる共生社会を醸成していかなければなりません。そのために、必要な福祉サービスの内容と、提供体制を示した地域福祉計画に基づき、社会的に弱い立場にある人たちの人権を守り、地域の一員として包み、支え合い、あらゆる人の存在価値を認める取り組みを地域住民とともに進めます。

高齢化が急速に進展するなか、高齢者が健康を保ち、できるだけ介護を必要とする状態にならないよう、健康づくりと介護予防の取り組みを進めます。また、たとえ要介護状態になっても、住み慣れた地域で安心して生活が継続できるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援のサービスを一体化して提供する地域包括ケアの推進を図ります。

経済的に困窮する方への就労支援を強化し、経済的自立を促すための事業の推進を図り、健康で文化的な生活を送れるよう、国の各種施策と併せて支援を進めていきます。また、市民の安心・健康を支える国民皆保険制度を維持するために、国や県との連携を図りながら適切な運営に努めます。

第2節 「にぎわいと活力を創出する地域経済・産業の振興」

「習志野市産業振興基本条例」の基本理念に基づき、商業・工業・農業・観光の振興、中小企業支援、就労環境の充実、勤労者の支援、新しい産業の育成に取り組めます。

消費者の利便性向上を図るため、身近で便利な商店街づくり、商店同士や市民参加の地域と連携した取り組みを推進し、地域商店と大型店の共存共栄による商業活性化のための各種支援策に取り組めます。

経営基盤の強化と経営革新や経営安定のための各種支援策に取り組む、中小企業の経営支援を図ります。

利便性の高い交通網を持つ本市の恵まれた立地を活かして、工業集積の場として魅力の創出に努めます。併せて良好な操業環境の保持や関係団体等との連携による施策を推進し、企業誘致と定着に取り組みます。

安全な農産物の供給、効率的かつ持続性のある農業経営の確立に努めます。また、市産市消の取り組みの拡大や限られた農地の効率的な活用、身近な消費者である地域住民との協働等により幅広く都市型農業を推進します。

市民自らが新しい着想をもって創りあげたイベントやプログラム等により、本市の魅力を向上させ、より多くの市民が愛着と誇りを持つまちにします。このことによって、周辺地域や遠方の人々が興味を持って訪れてくる、「“住んでよし”から“訪れてよし”のまちづくり観光」を目指した施策を官民一体で推進します。また、近隣市と連携した観光振興を推進するとともに、友好都市との交流を継続します。

産学民官連携による産業基盤の強化や発展、技術開発力の向上、新技術・新製品の開発を支援します。また、商業・工業・農業・観光等の地域産業資源の連携を促進し、相乗効果による新たな製品や商品、サービス等の創出に取り組み、市内における創業・起業を支援するための各種施策の強化を図ります。

仕事と生活の調和を推進するとともに、生きがいを持っていきいきと働けるような勤労者福祉の向上を図ります。また、国・県の各種支援策を活用し、充実した雇用・就労の環境づくりを推進します。

第2章 安全・安心「快適なまち」

暖かい生活環境をととのえ、住みよいまちをつくるために、市民の安全・安心を守ることは市の責務です。一方、自らの安全や財産を守り、また地域で互いに助け合い支え合うことは市民の責務です。

市民と市が協力し合うことにより、危機に対応することができる、「ともに安心を築く危機管理・安全対策の推進」を図ります。

また、市街地の整備や道路・交通・下水道・ガス・水道等の「暮らしを支える都市基盤の整備」を推進し、地球規模で考える温暖化防止対策や自然の保護、公園の整備等の「自然と調和する環境づくりの推進」を図ることによって、青い空とつややかな緑のある安全・安心「快適なまち」を目指します。

まちづくりの方向性

第1節 「ともに安心を築く危機管理・安全対策の推進」

東日本大震災の教訓を踏まえた大規模災害や多様化する危機への対応及び発生した危機に対する被害の軽減を目指します。そのため、市民が安心して生活を送ることができるよう危機管理体制の更なる向上を図り、併せて市民の危機に対する意識の醸成に努めます。

災害による被害を最小限とするため、市や関係機関が行う「公助」の体制強化はもとより、市民の「自助」「共助」の力を高めます。

消防施設・装備の充実は大規模災害の要です。いかなる災害にも対応できる施設・装備を充実させ、併せて消防団等の組織との連携強化を図ることにより、安全で安心な暮らしができるまちづくりを推進します。

救急業務体制の充実を図るとともに救命効果の向上に向けた様々な取り組みを積極的に行います。

市民・事業者・警察・市等が連携を図りながら情報を共有化し、町会・自治会・関係機関・団体等との連携を強化します。これにより、地域ぐるみの防犯体制を充実させ、市民一人ひとりの防犯意識の向上に努めます。

交通安全に関する啓発活動を強化し、交通ルールの周知・交通マナーの向上を図るとともに、交通安全教育の充実に取り組みます。

市民生活を安全で豊かなものとする環境づくりに取り組み、消費生活の向上を図ります。また、自立した消費者になるための様々な消費者教育、啓発、情報提供に努めます。

第2節 「暮らしを支える都市基盤の整備」

住みやすさや事業展開のしやすさ等の向上を目指して、都市基盤整備方針の見直しに取り組みます。また、地域にあった土地利用が図られるよう地区計画制度を推進します。

交通拠点である駅周辺のバリアフリー化を進め、安全で安心して利用できる環境を整備します。

市民生活に密着した生活道路・公園等の整備を進めるとともに、良好な住環境の創出と市街地形成を図るための景観施策に取り組みます。

市民の住生活をより豊かなものとするため、市民生活に深く関わる施策と密接な連携を進めることにより、総合的な住宅施策を展開します。

旧耐震建物の早急な耐震化の推進が求められているなか、耐震診断・耐震補強・バリアフリー化の推進に努め、維持管理や建替えに対する支援に努めます。

安全で活力あるまちづくりを推進し、災害時における輸送力を確保するため、都市計画道路の効率的・効果的な整備の推進と道路・橋梁の老朽化への対応を図ります。併せて生活道路のバリアフリー化を進め、高齢者や障がい者等が円滑に通行できるよう改修・改良を行い、全ての市民にやさしいまちづくりを推進します。

公共交通空白・不便地区等への対策として、地域の特性に適した移動手段の確保に努めるとともに、公共交通事業者と連携し、移動の利便性向上を図ります。

公共下水道の未普及地区について整備を進めます。また、老朽化した幹線管渠等について調査・設計を行い、公共下水道の改築・耐震化を進め、併せて健全な運営に努め、安定した下水道事業を進めます。更に、浸水時の避難勧告の実施等、総合的な浸水対策を推進し、浸水被害を軽減します。

将来にわたって低廉な料金水準を維持し、安全で安定したガス・水道を供給するため、ガス・水道施設の耐震化及び更新計画を策定し、災害に強いガス管・水道管への入替を推進します。

第3節 「自然と調和する環境づくりの推進」

持続可能な社会を築くために、市民・事業者・市が主体となって、地域レベルでの総合的・計画的な地球温暖化防止施策を推進します。また、再生可能エネルギーの導入・普及の推進及び省エネルギー機器等の普及を促進します。

循環型社会を実現するため、市民・事業者・市が一体となって、環境負荷の少ないごみ処理体系の形成を目指します。また、再生利用率の向上のための施策やごみの排出ルール徹底のための施策に取り組みます。併せて効果的・効率的なごみ処理体制やし尿処理体制の構築を進めます。

市民のかけがえのない共有財産であるハミングロードや里山等、市内に残る自然環境の保護・保全に努めます。また、谷津干潟を重要な環境資源として保全・再生に努めるとともに、賢明な利用を図り、市民の学習・交流・情報交換の場として活用します。

都市公園や緑地・緑道の適正な配置・整備と併せて、公共施設や事業所等の緑化を推進します。街並みのなかの緑の空間を保全することで、市民の暮らしにやすらぎを与える、快適な生活環境を創造します。

大気汚染物質や水質・土壌・地下水汚染等を監視し、有害化学物質等への対応に努めることで、健康で安心して暮らせる生活環境を保全します。

学校教育・環境施設・環境保全活動を通じて環境学習の充実を図り、地域の環境保全への意識を醸成します。また、公共空間の環境美化を図り、まちの美観を守るきれいなまちづくりを推進します。

第3章 育み・学び・認め合う「心豊かなまち」

教育に力をそそぎ、すぐれた文化をはぐくむ調和のとれたまちをつくるためには、教育行政の充実が大切です。本市が市制施行以来守り続けた「百年の計は人を育てるにある」という教育方針は、今後も変わることなく市政に反映していきます。

また、市民が心豊かな生活を過ごすためには、生涯を通して常に「興味」や「好奇心」といった「学び」の向上心を保ち続けられる環境を整えることが重要です。

本市では、安心して子育てのできる「子どもが健やかに育つ環境の整備」や、幼児教育・義務教育において「未来をひらく教育の推進」に取り組み、自立した社会人の養成と輩出を目指します。

また「生涯にわたる学びの推進」では、「一市民、一文化・スポーツ・ボランティア」のスローガンのもと、市民一人ひとりが生涯にわたって自ら学び、自立して活動しようとする意識と仕組みを醸成します。

こうしたなかで「互いを認め合い尊重し合う社会の推進」により、あらゆる問題に対して、互いに尊重し合い、協調しながら取り組むことのできる人を育成し、様々な主体の参画による育み・学び・認め合う「心豊かなまち」を目指します。

まちづくりの方向性

第1節 「子どもが健やかに育つ環境の整備」

地域の子育て・子育て支援の拠点として、幼保一元施設の整備を進めます。併せて質の高い幼児期の教育・保育の一体的提供や保育の量的拡大、家庭における養育支援を充実させる等、地域の子育て・子育て支援サービスの充実を図ります。

近年、核家族化の進行や共働き家庭の増加に伴い、将来においても引き続き子育てと仕事の両立支援が求められています。待機児童を解消し、保護者が安心して働き続けることができるよう、様々な主体による保育所機能の拡充のほか、多様な保育サービスの充実を図ります。

子育ての不安や負担感が高まるなかで、地域との連携を図りながら親子がふれあうことの大切さを伝えます。それとともに子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できるよう、場の提供を引き続き行います。

様々な家庭の育児不安に対応するため、一人ひとりの子どもの置かれた状況の多様性を社会的に尊重し、個々のケースに対応した相談・支援を行います。加えて、虐待の未然防止・早期発見・対応の体制を強化し、特に支援が必要な家庭も含めた全ての子育て家庭が自立し安心して暮らせるよう、支援の充実を図ります。

家庭や地域の子育て力の低下や地域のつながりの希薄化が懸念されています。そのなかで、地域やボランティアの支援を得ながら、地域による子育て支援を推進し、地域全体で子どもや子育て家庭を見守る体制づくりを推進します。

第2節 「未来をひらく教育の推進」

幼児教育のニーズが多様化するなかで、生きる力の基礎を培うため、幼児の主体性と元気な身体と豊かな心を育む保育・教育課程の編成に努めます。

子どもの健全な育成のため、基本的生活習慣や食事の大切さを啓発し、就園前からの家庭・保護者の教育力の向上に努めます。

教育は人づくりであり、人づくりはまちづくりに直結するものです。小さなまちの大きな教育を更に充実・発展させて、豊かな人間性と優れた創造性を育む、習志野の人づくりを実践します。

生涯にわたって学ぶ力を培うために、わかる授業を展開し、基礎・基本の定着と学ぶ意欲の向上を図ります。併せて道徳教育や体育・食育等の指導の充実により、子どもが未来をひらくために必要な、知・徳・体のバランスのとれた生きる力を育みます。また、体験活動・学校行事の充実を図るなかで、互いに認め合い、他者と協調する力を伸ばし、いじめ・不登校の未然防止・解消を図ります。

学校との連携のもと、本市の教育を支えてきた教師の技術・意欲の確実な伝承を図り、教職員の教育力の向上に努めます。更に、開かれた学校づくりにより教育への信頼を高め、地域・保護者と連携を更に深めて、地域全体の教育力を向上させます。

今後も情報通信技術は急速に進展し、コミュニケーションのあり方や授業のスタイルにも影響を及ぼすものと考えられます。これに対応するため、新たな指導方法の研究や教職員への研修を適切に行い、教育の質の向上を図ります。

子どもの生命を第一に考え、児童生徒の安全な学習環境を整備するとともに、児童生徒への安全教育や防災・減災の担い手を育む教育の充実を図ります。

第3節 「生涯にわたる学びの推進」

公民館や図書館における生涯学習支援機能を充実させ、誰もが目的や志向に応じた学習ができる機会の提供に努めます。併せて市民が自立して学習を行うことができるよう支援します。

市民が日常的に学び、その学習成果を活かすことができるよう、地域における活動等の情報提供に努めます。

多くの市民が芸術・文化等の活動に親しむことができるよう、鑑賞し教養を高めたり、参加し創造したりする機会の充実を図ります。また、芸術文化団体間の交流を推進し、団体の育成と併せ、芸術文化活動の活性化も図ります。

本市の歴史を多くの方が身近に感じ、郷土愛が育まれるよう、埋蔵文化財発掘調査による出土品等の資料・古文書・文献・写真・民俗資料等の文化財や歴史資料の調査・収集・保護・保存・展示に努めます。

「するスポーツ」や「見るスポーツ」のみならず、指導者を育成したり身近なチームを支えたりする等のスポーツ環境を整える「支えるスポーツ」を推進します。また、生涯にわたるスポーツライフの実現を目指し、競技やレクリエーション、子どもから高齢者、障がい者等まで、様々な分野・世代でスポーツ活動の充実を図ります。

生涯学習・スポーツ活動の場を提供するため、市内大学等との連携を図り、民間スポーツ施設等の活用も推進します。

第4節 「互いを認め合い尊重し合う社会の推進」

少子高齢化の進展や国内経済の活性化等、社会経済情勢に対応する上で、男女が対等な社会の構成員として、互いに人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の形成が必要です。そのため、市民・事業所等多様な主体との連携・協働による実践的活動に取り組み、充実した心豊かな生活の実現を目指します。

在住外国人が安全で安心な生活が送れるよう、関係団体と連携を図りながら支援し、国籍を超えた人々との共生意識を育むことで、多文化共生社会の実現を目指します。

海外姉妹都市との交流を中心とした青少年同士の交流を促進します。また、異文化体験を通じて多様性を受け入れ、郷土愛を育み、文化の違いを超えて協力し合えるような市民の国際感覚の養成に努めます。

「核兵器廃絶平和都市宣言」に基づき、我が国が世界唯一の核被爆国として被爆の恐ろしさと、被爆者の苦しみを広く訴え続けます。また、恒久平和を願い、市民の平和を希求する意識を醸成し、次世代へも継承されるよう平和を構築する活動に努めます。

2 自立的都市経営の推進

自立的都市経営の推進

今後、日本は、グローバル化・高度情報化社会の進展・環境問題の顕在化・経済の変動等、世界規模での大きな変化のなかで、少子超高齢社会の到来という、かつてない人口構造の変化の局面を迎えます。

現在、これらの変化により、生産年齢人口の減少や家族形態の変化、地域社会意識の希薄化、高齢化に伴う社会保障費用の急速な増大、雇用規模の縮小といった多くの課題に直面しており、将来もその厳しさが増していくものと考えられます。

また、本市を取り巻く環境も、人口構造の変化や社会保障費の増加、あるいは公共施設の老朽化等、国のおかれた状況と同様であります。

しかしながら、こうした厳しい状況下においても、将来都市像を実現するために掲げた3つの目標の達成に向け、取り組みを着実に実行していくことが重要です。

そして、この施策の着実な実行を下支えするためには、長期的な視点に立ち、持続可能な行財政運営を計画的に実行する、自立的な都市経営の推進が必要です。

そのためには、自らの責任と創意工夫のもと、限りある経営資源で最良の行政サービスを提供しつつ、引き続き自ら改革を推進し、積極的な行政情報の提供や行政機能の効率化、職員の人材育成等、常にコスト意識を持った効率的・効果的な取り組みを実行していきます。

また、将来にわたって持続可能な都市経営を続けていくために「新しい公共領域」の形成が必要です。

地域住民・NPO・ボランティア・事業者等は、自主性と創造性を活力とした地域社会を構築する上での主体です。多様な主体と市が、互いに連携・協力し、適切な役割分担と責任に基づき、公共サービスを担い合う協働によるまちづくり、公民連携の取り組みを推進していきます。

更には、情報化社会が進展するなか、情報セキュリティを向上させるとともに、情報通信技術の活用による行政コストの削減や、情報伝達に双方向性を持たせることにより市民ニーズを的確に把握し、市民サービスの向上を推進していきます。

以上を踏まえ、自立的都市経営を推進するために「経営改革大綱」を策定し、この中でも特に本基本構想期間(平成26~37(2014~2025)年)全体における重点プロジェクトとして、次の3項目を掲げます。

将来都市像を実現するための

～自立的都市経営における重点プロジェクト～

- 1 公共施設の再生
- 2 財政健全化
- 3 協働型社会の構築

重点プロジェクトI

公共施設の再生

本市では、これまで「文教住宅都市憲章」の理念のもと、社会経済情勢に応じた施策を展開し、時代の変化に対応した市民サービスを提供できるまちづくりを推進してきました。

特に、バブル経済崩壊以降の国・地方の厳しい財政状況のなかでも、市民生活の充実と持続可能な行財政運営を実現するために、継続的な行財政改革を推進し、一定の成果を挙げてきました。

その一方で、公共施設は、地方自治法において「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」と定義されていますが、土地・建物・インフラ等、保有する資産に関する改革の取り組みが十分とは言えませんでした。

そこで、将来のまちづくりを持続可能なものとするため、本市が保有する資産のうち、特に公共施設についての現状と課題を把握・分析し、施設が地域で果たす役割や機能を見直します。

また、限られた財源のなかで、時代に適合した住民サービスを提供できる公共施設の再生と再配置を、効率的・効果的に実行します。

公共施設再生計画基本方針

本市が保有する公共施設は、先代から受け継がれてきた貴重な資産です。限られた財源のなかで、これらの資産を有効活用し、効率的な施設の維持管理・更新に努めていくことは、将来のまちづくりに繋がる重要な取り組みとなります。

公共施設の再生にあたっては、施設の現状と課題を把握・分析し、その上で適切な資産管理のもと、これを実行し、将来のまちづくりを持続可能なものとしていきます。

また、対象となる施設は、小学校及び中学校等の教育施設、幼稚園・保育所等の子育て支援施設、生涯学習の拠点となる公民館やコミュニティセンター、そのほか福祉施設やスポーツ施設、市営住宅や消防施設、庁舎等、市民サービスの拠点となる施設とします。

この公共施設の再生には次の3つの方向性があります。

- ① 施設重視から機能優先へ考え方を転換する「施設と機能の分離」
- ② 更新が可能な量まで、施設の更新事業費を圧縮する「保有総量の圧縮」
- ③ 計画的な維持保全を行い、バリアフリーや環境対応、避難所としての機能向上等に努める「施設の質的向上」

これらの考え方を柔軟に取り入れ、時代の変化に対応した市民サービスを提供するための場としての公共施設の整備を行い、持続可能な都市経営の基盤を整備します。

重点プロジェクト2

財政健全化

本市では、地方分権・地域主権改革が進むなかで、自主自立のまちづくりを推進していくために継続的に行財政改革を進めてきました。

それは、少子高齢化やグローバル化の進展、国や地方財政の悪化、環境問題への関心の高まり等、社会経済情勢の大きな変化、あるいは市民意識の多様化・高度化等の構造的な変化への的確、迅速な対応です。

しかし、近年、世界規模で経済状況が急激に変化し、予測のための前提条件が大きく異なってきたこと等から、財政運営の先行きの不透明感はこれまで以上の高まりを見せています。

本市においても、歳入の根幹である市税収入については、人口減少・少子超高齢社会の到来に加え、個人所得が減少するなかで、個人市民税の減収が懸念されます。

また、固定資産税・都市計画税は、開発により一時的な伸びは期待できるものの、継続した増収を見込みにくい状況となっています。

このように、これまで全国的にも恵まれ、安定的な財源であった本市の市税を取り巻く環境は、大変厳しい状況にあります。

一方、歳出においても、東日本大震災による復興関連経費のほか、生活保護費や児童福祉費等の扶助費の増大が予想され、更に今後の公共施設の耐震化、再生・再配置に伴う財政負担は、本基本構想の実現にも大きな影響を与えることとなります。

以上のことを踏まえて、引き続き行財政改革に積極的に取り組み、将来を見据えた財政の健全化を実現し、自主財源の確保を常に視野に入れながら、自立した都市・財政基盤を構築するための財政健全化を推進します。

財政健全化

地方自治体における財政問題は、自治体経営の根幹をなす問題であり、持続可能な財政運営なくしては、本市の将来展望が開けません。

近年、景気の低迷や社会の閉塞感は、社会経済構造の転換を促し、地方自治体にも大きな構造転換を迫っています。

そうしたなかで、様々な社会経済情勢の変化へ対応するためには、それぞれの地域で地方分権・地域主権改革を推進していく必要があります。

本市においては、自主自立したまちづくりを推進するための財政構造の体質強化を図るべく、財政健全化に向けた様々な取り組みや行政改革を実施してきました。しかし、依然として、厳しい財政状況が続いています。

こうした財政の現状を克服し、将来にわたって自主自立したまちづくりを進めていくため、身の丈に合った行財政運営を目指し、行政運営経費の削減、債務の適正な管理、歳入の確保、計画的な基金の積み立て等に引き続き努めます。

重点プロジェクト3

協働型社会の構築

地方自治体と国との行政システムの枠組みが大きく変わるなか、市民ニーズを的確に捉え、効率的・効果的な公共サービスを実現していくことが求められています。

しかし、近年の少子高齢化や子育て・環境・教育・防犯・防災等地域の抱える社会的課題は複雑・多様化しており、市のみで十分な対応をすることが困難なケースも生じています。

このようななかでは、人と人との心と行動が響き合い信頼し合える、コミュニケーション豊かな支え合いと活気ある社会づくりが求められています。

地域で困ったことがあったら地域の方に相談できるまち、地域で起こった問題は地域で解決できるまち、地域の皆さんと趣味や文化・スポーツの楽しみを分かち合えるまち。そのようなまちであれば、安全・安心で快適に暮らせ、充実した生活を送ることができます。

本市では、市制施行以来、市民とともに築くまちづくりを進めてきました。

今後も更に、NPO・ボランティア活動団体・企業・学校・町会・自治会等多様な主体が公共サービスの担い手となり、地域の様々な課題解決に向けて連携・協力する「協働」を推進します。

このように、市民自らが公共サービスの担い手となることで、地域の課題解決に向けた「市民の力」「地域の力」が向上し、各地域で質の高いきめ細やかな公共サービスの展開が可能となります。

また、「市民と市」「市民と市民」等、協働に関わる全ての人々の連携を強化するなかでは、情報の共有が大切となります。情報発信力・情報収集力の向上を図り、更なる情報化社会への対応を進め、地域活動がしやすい環境の整備に努め、民間の力を生かし、潤いと活力ある成熟した「協働型社会の構築」を目指します。

市民協働基本方針

「市民協働」が求められる背景には、高齢化・子育て・環境・教育・防犯・防災等様々な課題が地域にあり、市民のニーズも多様化・複雑化しているなかで、市が行う画一的なサービスには限界のあること、更には地方分権の流れ、まちづくりへの意識の高まり、市民自らが課題を解決する力の向上といった大きな時代の変化があります。

この「市民協働」とは、まちづくりの担い手である市民・市民活動団体・企業・学校等の市民協働のパートナーと市が、互いの特性を理解し、対等な立場で共通の目標を達成するために協力・協調することです。

市民協働には、①「自主性・自立性」②「相互理解」③「目的の共有」④「対等な関係」⑤「情報の公開・共有」という5つの基本原則があり、この原則を守りながらそれぞれの責任と役割を理解し、対等な立場で活動していきます。

本市では、協働しやすい環境づくりに向け、①推進体制の整備②活動拠点の充実③市民活動の支援④意識改革・人材育成⑤市民活動団体等の連携・交流という、5つの分野で、関連施策を推進します。

Ⅱ-2 宣言

(1) 核兵器廃絶平和都市宣言

○核兵器廃絶平和都市宣言

昭和57年8月5日
宣言

わたくしたち習志野市民は、文教住宅都市憲章を定め、生存と安全をまちづくりの基本とした。

わたくしたち習志野市民は、我が国が世界唯一の核被爆国として被爆の恐ろしさと、被爆者の苦しみを全世界の人々に訴え続けるとともに、再び地球上に広島、長崎の、あの惨禍が繰り返されることのないよう、恒久平和を強く願うものである。

わたくしたち習志野市民は、非核三原則の完全実施を願い、平和を愛する世界の人々と共に、恒久平和を実現することを決意し、核兵器廃絶平和都市をここに宣言する。

(2) 健康なまち習志野宣言

○健康なまち習志野宣言

平成26年11月1日
宣言

わたくしたち習志野市民は、生涯にわたる健康で幸せな生活を希求し、実現し、未来につなげていくことを誓い、ここに「健康なまち習志野」を宣言します。

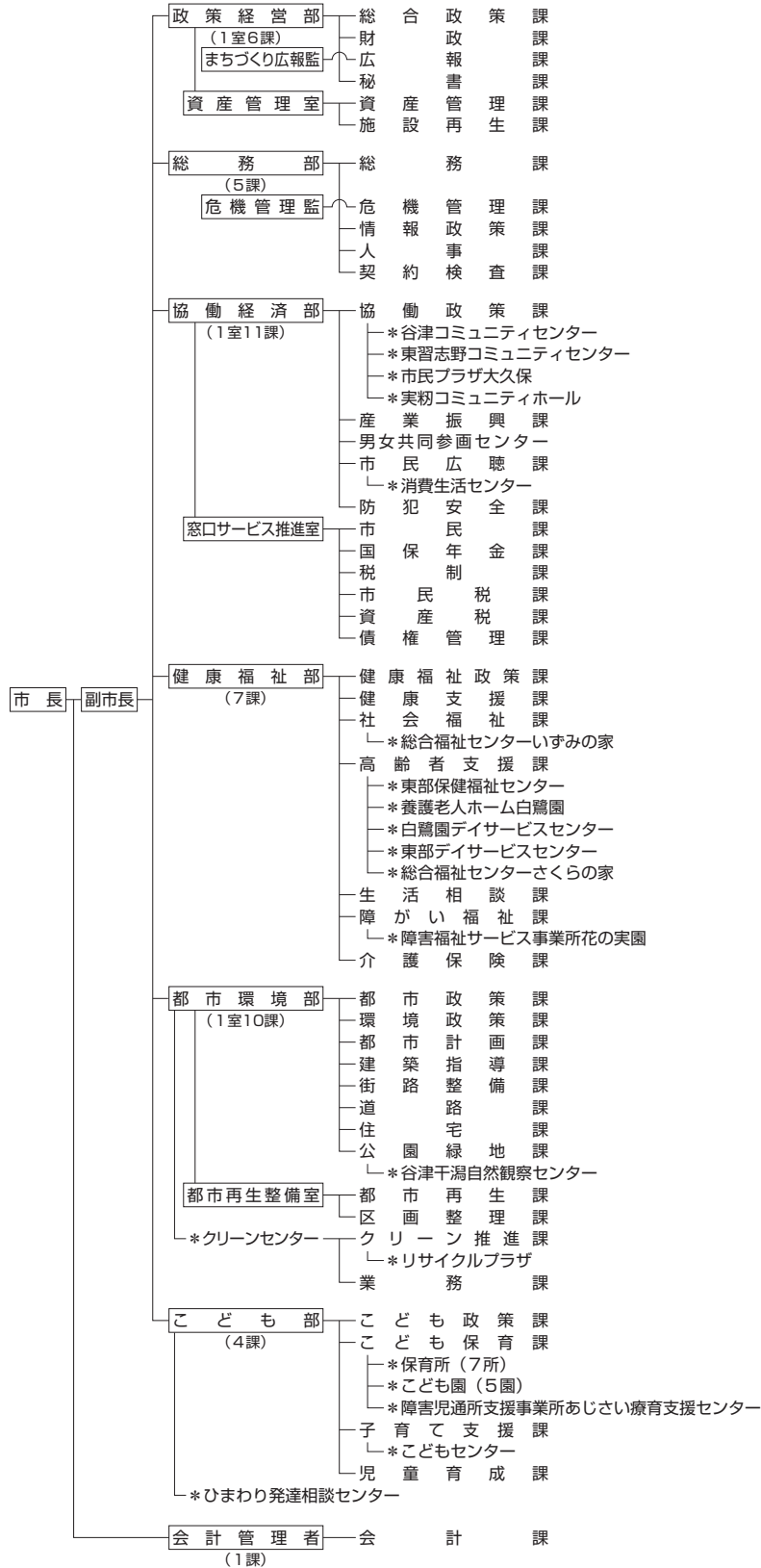
- Ⅰ わたくしたち習志野市民は、一人ひとりが自ら健康への意識を高め、主体的に行動します。
- Ⅰ わたくしたち習志野市民は、連携・協力しながら、笑顔で健康に暮らします。
- Ⅰ わたくしたち習志野市民は、あらゆる分野において、健康を支え守る社会環境をととのえます。

Ⅱ-3 習志野市組織図

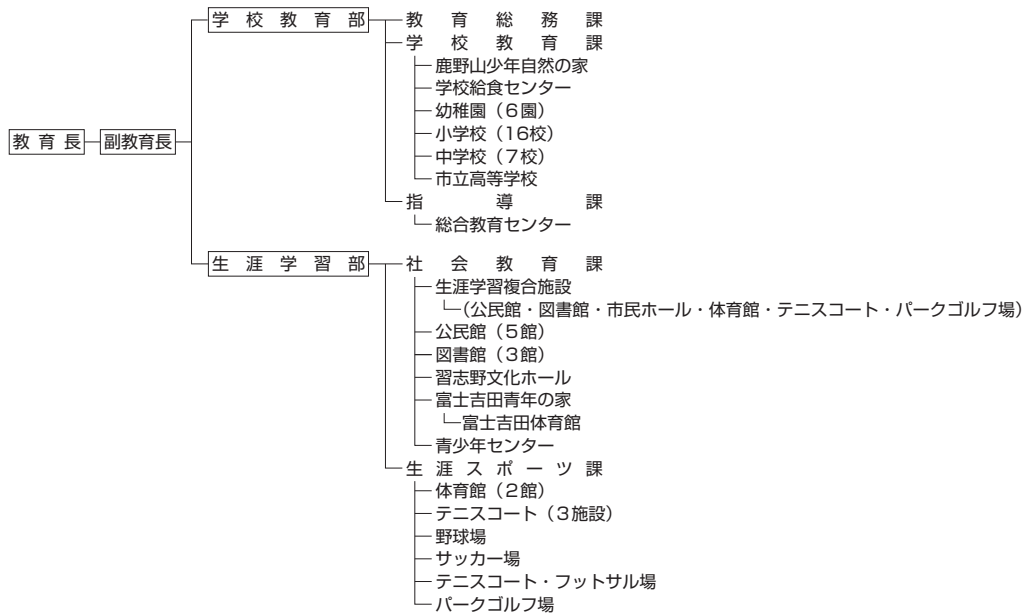
令和2年度機構図

令和2年4月1日

◎市長事務部局（6部3室44課 *出先機関除く。）



◎教育委員会事務局

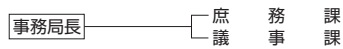


◎農業委員会事務局

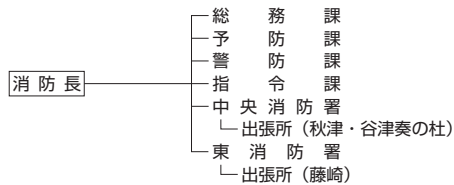
◎選挙管理委員会事務局

◎監査事務局

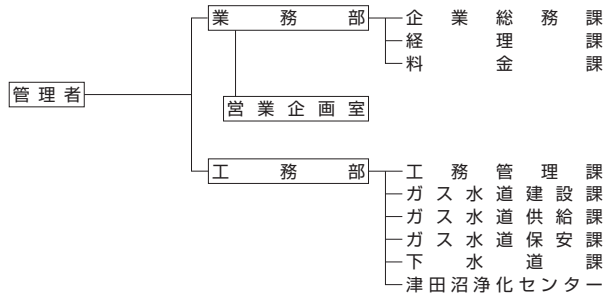
◎議会事務局



◎消防本部



◎企業局



令和元年10月1日

習志野市後期基本計画

発行年月:令和2年3月

発行:習志野市 政策経営部 総合政策課

所在地:〒275-8601 習志野市鷺沼2丁目1番1号

電話:047-451-1151(代表)

ホームページ:<http://www.city.narashino.lg.jp/>